

Ⅱ 健康推進班

1 健康づくり事業

- (1) 健康づくり事業
- (2) 健康増進事業
- (3) 栄養改善事業
- (4) 歯科保健事業

2 結核対策事業

- (1) 結核対策の概要
- (2) 結核の現状
- (3) 接触者健康診断
- (4) 結核対策事業
- (5) 検査の状況
- (6) 感染症診査協議会
- (7) 普及啓発活動
- (8) 結核指定医療機関

3 感染症対策

- (1) 感染症対策の概要
- (2) 感染症届出状況
- (3) 感染症発生動向調査
- (4) HIV/AIDS 対策及び性感染症対策
- (5) 予防接種
- (6) ウィルス性肝炎対策
- (7) 麻しん対策
- (8) 風しん対策
- (9) 感染症対策研修会
- (10) 新型コロナウイルス感染症

4 石綿健康被害救済制度申請窓口業務

1 健康づくり事業



(1) 健康づくり事業

ア 法的根拠及び目的

平成12年3月、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について」通知が出された。

沖縄県では、平成14年1月に県民の「早世の予防（若くして死亡する県民の減少）」、「健康寿命の延伸（障害のない期間を長くする）」、「生活の質の向上」を目的に「健康おきなわ2010」を策定し、県民一体の健康づくり運動に取り組んできた。

平成15年5月に公布された健康増進法（平成14年法律第103号）では、法第8条において県・市町村は、住民の健康増進の推進に関する施策についての計画（健康増進計画）を策定することが規定された。

県においては平成20年3月、長寿世界一復活に向けたアクションプラン「健康おきなわ21」を策定するとともに、県民の行動指針「チャーガンジューおきなわ9か条」を決定し、県民の健康づくりをより具体的に推進している。

また、平成24年度には同計画の中間評価を行い、さらに平成26年3月には、健康長寿おきなわ復活プラン「健康おきなわ21（第2次）」を策定し、平成29年度に同計画の進捗状況について中間評価を実施した。

令和4年度は、「健康おきなわ21（第2次）」の最終評価を行い、令和6年3月には、「健康おきなわ21（第3次）」を策定した。

イ 南部保健所の取り組み

＊「市町村健康増進計画」の策定支援を平成15年まで推進した。

平成16年12月に「南部地区健康おきなわ21推進連絡会議」を設置し、管内関係団体と連携した健康づくりを行い、平成18年12月には「地域・職域連携推進協議会」を開催するなど、地域住民及び職域の勤労者の生涯を通じた継続的な健康づくりに取り組んできた。

＊平成20年5月からは糖尿病の合併症の防止、減少をめざし関係者・関係機関の連携を目的に「南部地区糖尿病連携会議」を開催した。平成22年度から「地域職域連携推進協議会」を「南部地区健康おきなわ21推進連絡会議」に統合し、「健康おきなわ21」の施策を効果的かつ総合的に推進すると共に、管内関係者が連携し、地域・職域の継続的な健康づくりを推進している。

＊平成22年度は南風原町と共催し「働くあなたと家族の健康づくり」をテーマに、平成23年度は糸満市と共催し「いきいき健康たのしく運動」をテーマに南部地区健康おきなわ21推進大会を開催した。

＊随時業務の見直しを図り、各地区の健康推進大会は、平成23年度まで実施、健康展は平成30年度まで実施、健康づくり実践優良団体・優良事業所の表彰事業は、令和元年度まで実施した。

＊受動喫煙対策として「沖縄県禁煙施設認定推進制度」を令和元年度まで実施した。

＊健康を支え守るための社会環境の整備として、「栄養情報提供店」の登録を実施している。

ウ 健康づくり推進事業体系

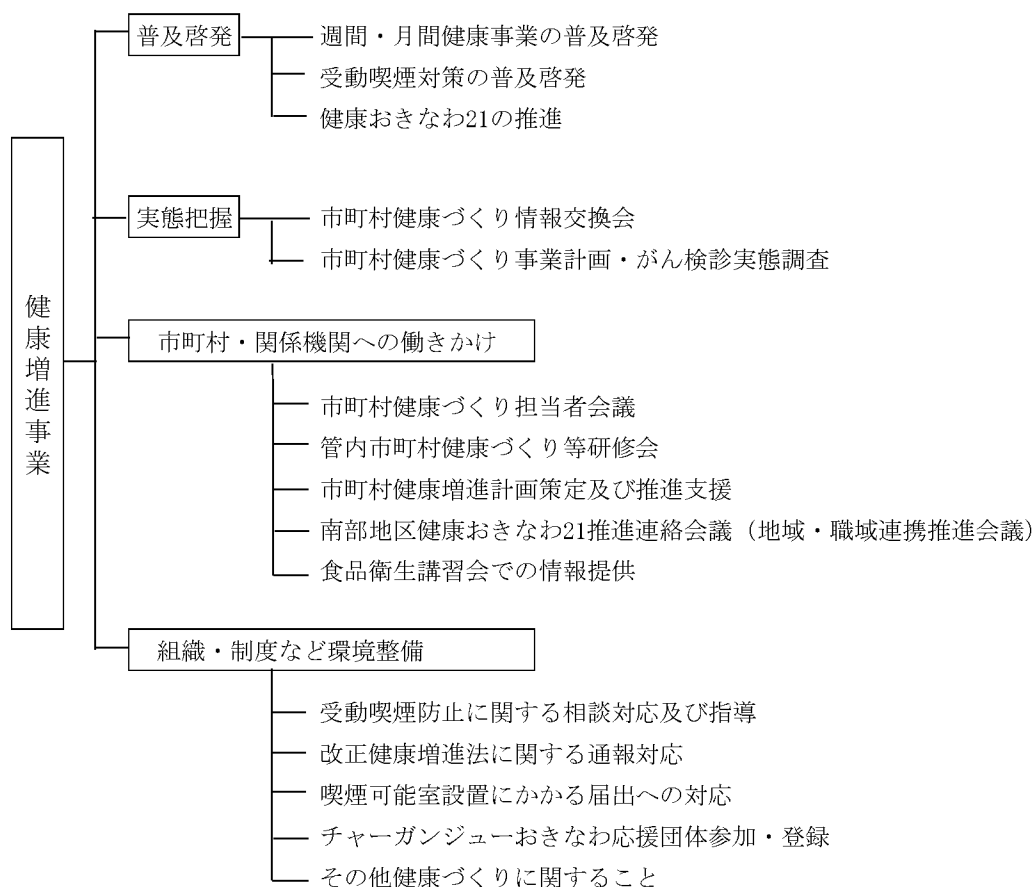
表1 健康づくり推進事業体系

健康づくり事業体系図（令和5年度事業実績）



(2) 健康増進事業

表2 健康増進事業概略図



ア 普及啓発

(ア) 健康づくり関係週間・月間事業

目的：「健康長寿おきなわ復活」を目指し、厚生労働省が主催の週間・月間等の機会に健康づくりに関する正しい知識を啓発し、取り組みを推進する。

(イ) 受動喫煙対策の普及啓発

目的：「健康増進法の一部を改正する法律(受動喫煙対策)」の周知
受動喫煙防止への適切な対応

内容：食品衛生講習会でチラシ、ティッシュ、うちわの配布
所内でのポスター掲示

表 3 事業実施内容

令和 5 年度

事業名	週間・月間	事業内容	場所	実績
①禁煙週間 ②歯と口の健康週間 ③食育月間	①5/31～6/6 ②6/4～6/10 ③6月	ア ポスター掲示 イ パンフレット設置 ウ 食品衛生講習会での パンフレット・啓発グッズ配布	保健所内	令和 5 年 6 月
④健康増進普及月間 ⑤食生活改善普及運動 ⑥がん征圧月間	9月	ア ポスター掲示 イ パンフレット設置 ウ 食品衛生講習会での パンフレット・啓発グッズ配布 エ X(旧Twitter)投稿	保健所内、沖縄県警察運転免許センター、イオンタウン南城大里店	令和 5 年 9 月
⑦がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン月間	10月	ア ポスター掲示 イ パンフレット設置 ウ 食品衛生講習会での パンフレット・啓発グッズ配布 エ X(旧Twitter)投稿	保健所内	令和 5 年 10 月
⑧歯がんじゅう月間 ⑨アルコール関連問題啓発週間	⑧11月 ⑨11/10～16	ア ポスター掲示 イ パンフレット設置 ウ 食品衛生講習会での パンフレット・啓発グッズ配布 エ X(旧Twitter)投稿（歯周病予防）	保健所内 沖縄県警察運転免許センター	令和 5 年 11 月 6 日～17 日
⑩女性の健康週間	3/1～8	ア ポスター掲示 イ パンフレット設置 ウ FM那覇ラジオ広告 エ X(旧Twitter)投稿	保健所内	令和 5 年 3 月 1 日～15 日

イ 実態把握

（ア）市町村健康づくり情報交換会

目的：市町村が実施する健康増進事業、生活習慣病予防対策及びがん検診等についての取り組み状況や課題を把握し、市町村に応じた支援と情報提供を行う。また、管内の健康課題及び健康づくり事業等の課題について把握し、健康づくり担当者会議や研修、各市町村の健康づくり事業の支援に活かす。

日時：令和 5 年 6 月 7 日～6 月 21 日（令和元年度以来 4 年ぶりに開催）

参加者：本島内 8 市町村 8 回実施 37 人参加

内容：①健康おきなわ 21（第 2 次）について

②令和 5 年度市町村の重点事業・事業計画の取組状況及び課題

ウ 市町村・関係機関への働きかけ

（ア）市町村健康づくり等担当者会議

目的：管内市町村健康づくり事業担当者が、保健事業の取組状況や課題につ

いて情報共有し、意見交換を行うことによって、保健事業の円滑な推進が図られるよう支援する。

日時：令和5年9月7日(木)10:00～12:00（平成30年度以来5年ぶり開催）

参加者：13施設44名（本島市町7施設27名、離島3施設8名、その他3施設）

内容：①健康診断に関する統計情報について

②職域との連携

③健康増進計画について

④情報提供

a 沖縄県国民健康保険団体連合会

(a) 特定健診情報受領事業（トライアングル事業）

(b) サイボウズについて

b トータルウェルネス沖縄（沖縄県委託）

(a) うちなー健康経営推進事業

(b) 職場の健康力アップ推進事業

（イ）市町村の健康づくり事業推進支援

目的：南部管内の健康増進政策を効果的かつ総合的に推進し、地域住民に密着した健康づくり運動を積極的に展開すると共に、市町村の健康づくり計画の策定及び評価を支援する。

表4 市町村健康づくり推進協議会への参加状況及び市町村健康増進計画策定状況

令和5年度

市町村名	日程	場所	委員等	健康増進計画 (R5年1月1日)	
				策定	改訂
①浦添市健康づくり推進協議会	ア 令和5年8月4日 イ 令和6年2月1日	ア 書面開催 イ 浦添市保健センター	保健所長	H25.3	
②糸満市健康づくり推進協議会	令和5年10月12日	糸満市役所	健康推進班長	H14.3	H30.3
③豊見城市健康づくり推進協議会	令和6年2月14日	豊見城市役所	健康推進班長	H13.4	H31.3
④南城市健康づくり推進協議会				H25.3	H31.3
⑤西原町健康づくり推進協議会	ア 令和5年11月30日 イ 令和6年2月22日	西原町役場	健康推進班長	H26.3	H30.3
⑥与那原町				H25.3	
⑦八重瀬町健康づくり推進協議会	令和6年2月22日	八重瀬町保健相談センター	管理栄養士	H25.3	R2.3
⑧南風原町健康づくり推進協議会	令和6年2月27日	南風原町総合保健福祉防災センター	健康推進班長	H16.3	H25.3
⑨久米島町				H25.3	H30.3
⑩渡嘉敷村					
⑪座間味村					
⑫粟国村				H25.3	
⑬渡名喜村					
⑭南大東村健康づくり推進協議会				H25.3	H30.3
⑮北大東村				H27.3	

※健康増進計画策定状況は、令和5年度市町村健康づくり事業計画より抜粋

(ウ) 南部地区健康おきなわ21推進会議（南部地区地域・職域連携推進協議会）

目的：「健康長寿おきなわ復活」を目指し、南部地区において効果的かつ総合的な健康づくり運動を積極的に展開すると共に、地域保健・職域保健の連携を通して、働き盛り世代を中心とした生活習慣病予防対策並びに健康増進を図り、生涯を通じた健康づくりを推進する。

委員：17名（構成：保健医療・職域・市町村・学校・関係団体等）

会議：令和5年12月7日（木）14時～16時 沖縄県総合福祉センター

①事務局（南部保健所）からの報告

a 沖縄県の現状と目指す方向性

b 南部地区栄養情報提供店

②構成員からの報告～働き盛り世代への対策～

a 那覇労働基準監督署（沖縄県の職場定期健康診断有所見率、メンタルヘルス対策等）

b 全国健康保健協会沖縄支部（うちなー健康経営推進団体の推進等）

c 沖縄県国民健康保険団体連合会（特定健診情報受領事業（トライアングル事業）、国保のおでかけがんじゅうタイム等）

③意見交換

(エ) 市町村庁舎管理主管課へ禁煙ステッカーを送付

健康長寿課実施の「市町村の本庁舎における禁煙状況調査結果」に基づき、受動喫煙対策について確認及び禁煙のステッカーを送付

(オ) 食品衛生協会南部支部の指導者対象に「改正健康増進法」について講話

令和5年5月19日、20名参加

(カ) 食品衛生講習会での情報提供（受動喫煙防止・栄養情報提供店等）

毎週水曜日（40回、787名）※資料配付のみ

エ 組織・制度など環境整備

(ア) 改正健康増進法に関すること

目的：改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策を推進する。

① 受動喫煙防止に関する相談対応及び指導：15件

② 改正健康増進法に関する通報対応：通報に対し施設の受動喫煙の現状確認及び指導：2か所

③ 喫煙可能室設置にかかる届出への対応：4件

表5 喫煙可能室設置に係る届出件数

令和5年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
届け出数	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4

全登録数：640件（令和6年3月末現在）

健康増進法が改正された令和２年度に喫煙可能店の届出を行う店舗が多く、令和３年度以降少ない傾向にある。

(イ) チャーガンジューおきなわ応援団参加・登録

目的：県民が「健康づくり活動に参加したい」「健康おきなわ21の行動指針を実行したい」という気持ちを実行し継続していくために、自主的な健康づくり活動を行っている団体が、チャーガンジューおきなわ応援団に参加・登録することにより、個人の健康づくりを支援する環境作りを行う。

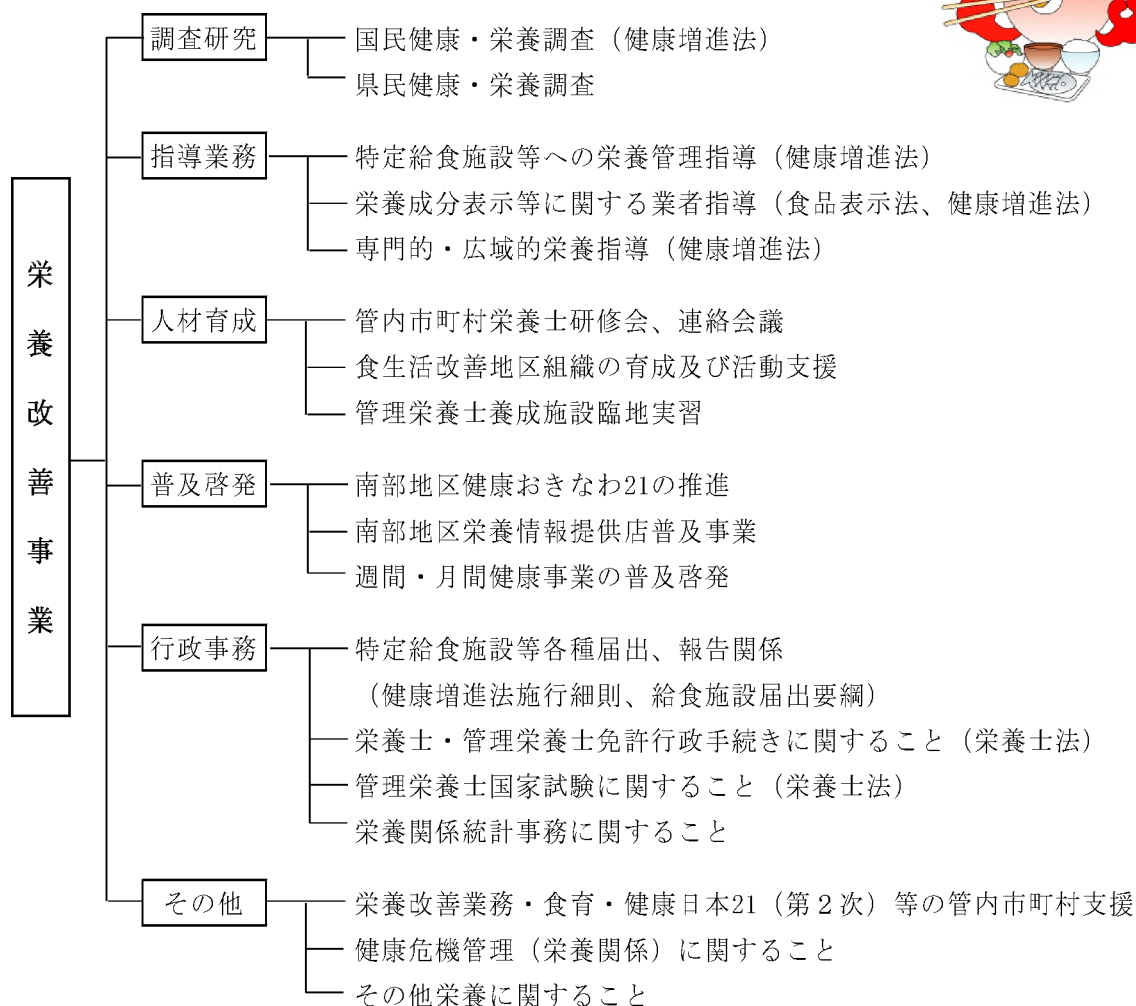
- ・応援団は年に１回活動状況を報告。県の「健康おきなわ21ホームページ」掲載で県民への周知が図られている。

表 6 管内チャーガンジューおきなわ応援団参加・登録状況（令和６年３月現在）

市町村名	活動分野	団体数
浦添市	運動	1
糸満市	運動	3
南城市	全般	2
	食生活	1
	運動	1
西原町	運動	1
与那原町	運動	1
八重瀬町	運動	3
粟国村	運動	1
南大東村	運動	1
合計		15

(3) 栄養改善事業

地域住民の健康保持増進を図ることを目的として、健康増進法等に基づき、調査研究、特定給食施設等の栄養管理指導、食品関連企業の食品表示に関する指導など栄養改善及び健康おきなわ 21（第2次）の推進に係る事業を実施している。



ア 栄養実態調査

(ア) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民の栄養摂取状況、身体状況、生活習慣病の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、健康増進施策に必要な基礎資料を得ることを目的に実施されている。

(イ) 県民健康・栄養調査

県民の健康づくりの推進を図るための基礎資料を得るために沖縄県が実施し、本県の健康増進計画「健康おきなわ 21（第2次）」の基礎データとなっている。

表6 調査実施概要

年 度	区 分	調 査 地 区	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	調査内容
令和元年度	国 民	浦添市伊祖	9	18	栄養摂取状況調査 身体状況調査 生活習慣調査
令和2年度	該当地区なし				
令和3年度※	県 民	浦添市牧港 豊見城市字豊見城 八重瀬町字後原	190	281	簡易型自記式食事歴法質問票(BDHQ) 身体状況調査(自記式) 生活習慣調査
令和4年度	該当地区なし				
令和5年度	国 民	豊見城市字金良	15	44	栄養摂取状況調査 身体状況調査 生活習慣調査

※令和3年度県民健康・栄養調査は、新型コロナウイルス感染症対策のため調査手法を変更し、郵送により実施

(ア) 特定給食施設等指導

特定給食施設とは、特定多数の人に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定給食施設以外の1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する施設をいう。

健康増進法に基づき、特定給食施設等における栄養管理の実施等について、必要な指導助言を行っている。

表7 給食施設届出状況と栄養士配置状況

令和5年度

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもある施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもない施設数	施設数合計	栄養士配置率(%)
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数			
特定給食施設	学 校	11	18	7	10	11	5	6	3	26	88.5
	病 院	1	3	23	128	50	0	0	0	24	100.0
	介護老人保健施設	11	20	5	7	6	1	2	0	17	100.0
	介護医療院	1	2	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	老人福祉施設	5	9	7	8	7	1	2	1	14	92.9
	児童福祉施設	10	11	5	5	6	17	17	86	118	27.1
	社会福祉施設	3	9	0	0	0	2	2	0	5	100.0
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	寄宿舎	0	0	0	0	0	1	1	2	3	33.3
	矯正施設	0	0	0	0	0	1	1	1	2	50.0
	自衛隊	1	1	0	0	0	1	1	2	4	50.0
	一般給食センター	1	1	2	2	3	1	3	0	4	100.0
	その他	0	0	1	1	1	3	4	2	6	66.7
計		44	74	50	161	84	33	39	98	225	56.4
その他の給食施設	学 校	1	1	0	0	0	0	0	1	2	50.0
	病 院	4	9	1	1	1	0	0	0	5	100.0
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	介護医療院	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	老人福祉施設	2	4	0	0	0	4	5	5	11	54.5
	児童福祉施設	9	9	0	0	0	10	10	66	85	22.4
	社会福祉施設	2	2	3	3	3	3	3	5	13	61.5
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.0
	寄宿舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	自衛隊	1	1	0	0	0	0	0	1	2	50.0
	一般給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	その他	3	3	0	0	0	6	7	20	29	31.0
計		23	30	4	4	4	23	25	100	150	33.3

表 8 特定給食施設等指導状況

令和 5 年度

個別指導			集団指導		
特定給食施設		その他の給食施設	回数	延施設数	延人員
1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回50食以上又は 1日100食以上			
119	13	87	0	0	0

(イ) 食品の栄養成分表示指導等

食品表示法、健康増進法に基づき、食品関係企業に対し、食品表示（保健事項）及び健康保持増進効果等の相談及び指導を実施している。

表 9 栄養成分表示等指導実施状況

令和 5 年度

個別指導		集団指導（研修会等）	
指導件数 （実数）	指導件数 （延件数）	回数	参加数
9	17	1	91

(ウ) 栄養指導等

健康増進法に基づき、住民の健康増進を図るために必要な栄養指導等のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とする指導を実施している。

表 10 栄養指導実施状況

令和 5 年度

個別指導			集団指導（回/延べ人員）					
母子	栄養・生活習慣 及び健康増進	その他	母子		栄養・生活習慣 及び健康増進		その他	
0	3	1	0	0	0	0	0	0

ウ 人材育成

(ア) 市町村栄養士連絡会議、研修会の開催

管内市町村における栄養改善業務を推進するうえで必要な情報を共有し、市町村栄養士間のネットワークを構築することでより効果的な施策の推進につなげるための連絡会議、研修会を開催している。

令和 5 年度は、庁舎の大規模修繕工事で会場確保困難のため開催を中止した。

(イ) 地区組織の育成

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識、技術等を習得した食生活改善推進員（ヘルスメイト）が、地域の健康づくりリーダーとして市町村健康づくり事業及び健康おきなわ 21（第 2 次）の推進等で活躍している。

管内の食生活改善推進協議会の結成状況は表 11 のとおりである。

令和 5 年度は、南大東村食生活改善推進員協議会が新たに結成されたため、地

域での活動に伴う支援を行った。

表 11 協議会結成状況

令和 5 年度

市町村	協議会結成年月日	会員数 (人)	協議会名
浦添市	平成11年5月21日	28	浦添市食生活改善推進員協議会（てだこの会）
糸満市	平成11年1月27日	35	糸満市食生活改善推進員協議会（ひまわりの会）
豊見城市	平成13年12月25日	17	豊見城市食生活改善推進員協議会（プーゲンビレア会）
西原町	平成17年5月20日	25	西原町食生活改善推進員協議会
北大東村	平成27年7月1日	6	北大東村食生活改善推進員協議会
南大東村	令和5年4月1日	12	南大東村食生活改善推進員協議会

エ 食環境整備の推進

（ア）南部地区栄養情報提供店普及事業

飲食店との連携により、メニューの栄養成分表示や健康に関する情報を提供し、住民がその情報を参考に外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的とした食環境の整備を推進している。

令和 5 年度は、登録基準の見直し、対象施設の範囲拡大など事業内容の再検討を行った。

①対象施設：南部保健所管内の飲食店

②登録数：19 店舗（令和 6 年 3 月末）

③事業内容：a 南部地区栄養情報提供店の登録、台帳管理

b 周知及び広報

食品衛生講習会での事業紹介（40 回 787 人）

c 事業評価

南部地区健康おきなわ 21 推進会議（12/7）

オ 栄養士・管理栄養士免許関係

栄養士法に基づき申請業務を行っている。その状況は表 12 のとおりである。

表 12 栄養士・管理栄養士免許申請状況

令和 5 年度

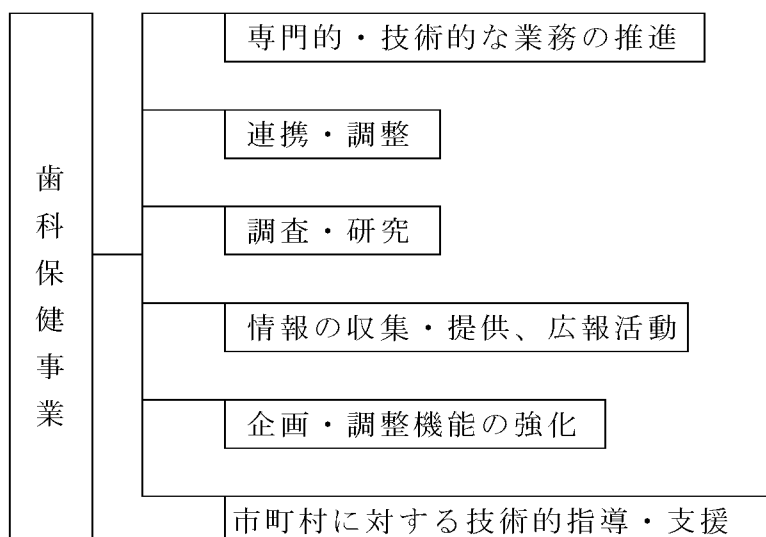
栄養士			管理栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
7	10	2	12	23	6	60

（４） 歯科保健事業

「健康おきなわ21（第2次）」における健康づくりを推進するための4つの基本方針の一つである生活習慣の改善項目として「歯・口腔の健康」が掲げられている。

また、「沖縄県歯科口腔保健推進計画（歯がんじゅう計画）」において、口腔の健康を保持していくために「8020（はちまるにいまる）運動」を推奨し、80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合を増加させることを目指して、ライフステージに沿って事業を推進している。特に乳幼児や児童生徒のむし歯予防に効果的なフッ化物応用、中高年の歯周病予防、高齢者の口腔機能向上に関する普及啓発に努めている。

法的根拠 地域保健法（第5条第1項）
健康増進法（第7条第6号）
歯科保健業務指針
歯科口腔保健の推進に関する法律
沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例



ア 専門的・技術的な業務の推進

（ア）フッ化物洗口支援

市町村（保育・こども園主管課、教育委員会）、保育園や認定こども園へフッ化物洗口に関する助言及び資料を提供した。（214ヶ所）

「フッ化物洗口マニュアル」作成について助言・資料を提供した。

（イ）「南部保健所管内歯科保健連絡会議」の開催

目的：フッ化物応用によるむし歯予防の意義を確認し、関係者間で情報を共有し、取り組みについて検討することを目的とする。

出席者：17名（構成：歯科医師会・市町村保育及びこども園主管課・保育園・こども園）

開催日：令和5年9月21日（木）14時～16時

場所：南部保健所中会議室

内容：①報告及び説明

- a「令和4年度南部保健所管内保育所（園）・認定こども園歯科保健
状況調査結果について」事務局（南部保健所）より報告
- b「フッ化物によるむし歯予防」歯科医師会より説明

②検討事項

- a 南部所管内における乳幼児の歯科保健状況について（現状・課題）
- b 今後の取り組みについて

イ 市町村に対する技術的指導・支援

（ア）歯科保健データの提供

市町村からの依頼により「健康増進計画」策定に必要なデータを提供した。

（イ）市町村依頼による講話

糸満市「食生活改善推進員養成講座」（令和5年10月6日、17人参加）

西原町「食育リーダースキルアップ研修会」（令和5年12月18日、10人参加）

ウ 情報の収集・提供、広報活動

（ア）普及・啓発

①「歯と口の健康週間」（6月）

食品衛生講習会におけるリーフレットの配布（2回、39人）

「歯と口の健康週間」に関するポスターや趣旨をホームページへ掲載

保健所内でのポスターの掲示、リーフレットの配布

障がい児施設へポスターを送付（200ヶ所）

②「健康増進普及月間」（9月）

パネル展での歯科疾患予防に関するポスター掲示、パンフレットの配布

食品衛生講習会におけるリーフレットの配布（4回、58人）

③「歯がんにじゅう月間」（11月）

沖縄県警察運転免許センター、イオンタウン南城大里店、保健所内でパネル展の実施。

X（旧ツイッター）により歯がんにじゅう月間に関する情報を発信

食品衛生講習会におけるリーフレットの配布（5回、115人）

④「女性の健康週間」（3月）

パネル展でのリーフレットの配布（妊娠期の歯とお口のケア、乳幼児のむし歯予防）

食品衛生講習会におけるリーフレットの配布（歯周病予防 3回、60人）



2 結核対策事業

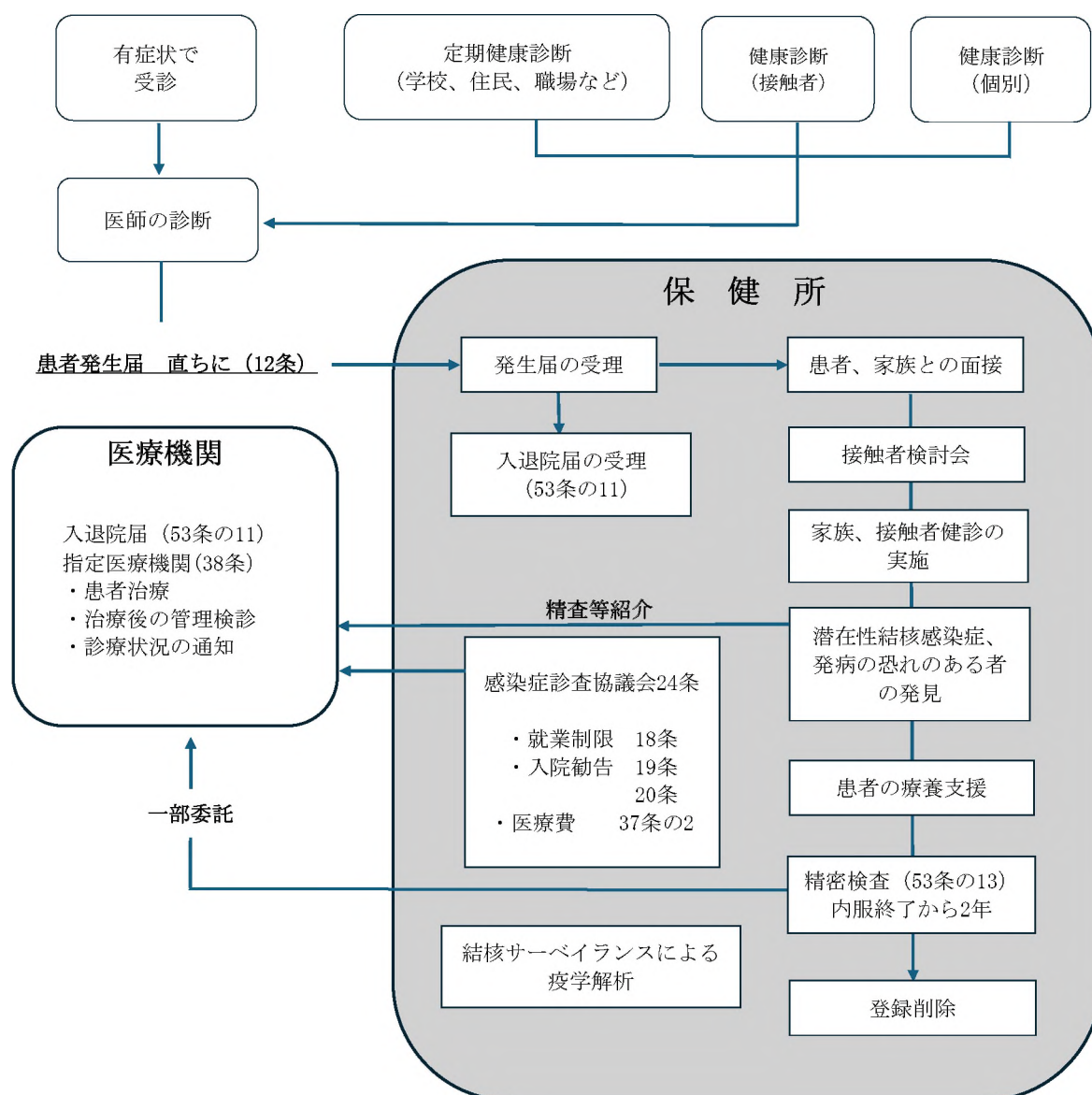
結核対策は、平成 19 年 4 月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」に基づき実施されている。

（１）結核対策の概要

ア 感染症法に基づく結核対策

調査	積極的疫学調査 (第15条)	感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにするため、患者本人、家族、医療関係者等から必要な情報収集を行う
健康診断	定期 (第53条2～7)	事業所の業務に従事する者についてはその事業者が実施 学生・生徒については学校長が実施 施設（政令で定めるもの）に収容されているものについては施設長が実施 それ以外のいわゆる一般住民については市町村が実施
	接触者等 (第17条)	感染源の追求と被感染者の早期発見。積極的疫学調査を基に対象を選定し、健診を患者家族、その他接触者に対して実施
患者管理	届出 (第12条、53条の11)	届出基準に基づき医師による患者の診断後直ちに病院管理者による入退院時の保健所長への届出
	登録 (第53条の12)	保健所における結核患者の登録及び患者の現状把握
	保健指導 (第53条の14)	結核の予防または医療上必要と認められる者に対する家庭訪問、健康教育等
	精密検査 (管理検診) (第53条の13)	結核登録者のうち結核の予防または医療上必要があると認められるときに精密検査を行う
感染防止	就業制限 (第18条)	まん延防止のため、必要があると認めるときは、規定業務への従事を制限する また、感染症指定医療機関への入院勧告・措置を行う
	入院勧告・措置 (第19条、20条)	
医療	入院患者の医療 (第37条)	入院勧告・措置を実施した場合の入院に係る医療費の公費負担
	結核患者の医療 (第37条の2)	結核の適正な医療を普及するため、結核指定医療機関における結核医療に要した費用の公費負担
	感染症指定医療機関・ 結核指定医療機関 (第38条)	第一種感染指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指定は、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院（結核指定医療機関にあつては、病院もしくは診療所または薬局）について、その開設者の同意を得て、都道府県知事が行う
予防接種	BCG予防接種 (予防接種法第2条、3条)	結核の発生及びまん延を予防することを目的として、市町村長が実施

イ 結核患者の発見から登録削除まで



- 1 保健所では患者の適正医療、回復者に対する早期社会復帰への援助、患者の家族等周囲への感染防止等の指導を行っている。
- 2 患者は治療終了後は回復者として保健所又は指定医療機関で2年間の管理検診を行い、再発のおそれなくなった場合、登録から削除される。
- 3 登録削除後は、自主的に健康管理を行う(職場健診等)。

(2) 結核の現状

前年に比べ管内、沖縄県ともに新規登録者数は減少している。

医療機関（受診）による発見が多いが、定期健康診断による発見もみられる。

表 1 結核新登録者及び罹患率の年次推移(潜在性結核感染症のぞく) 罹患率：新登録患者／人口×10 万

	管内		沖縄県		全国	
	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率
令和元年	46	11.0	176	12.1	14,460	11.5
令和 2 年	42	9.9	186	12.7	12,725	10.1
令和 3 年	44	10.4	175	11.9	11,519	9.2
令和 4 年	29	6.8	124	8.4	10,235	8.2
令和 5 年	32	7.5	128	8.7	10,096	8.1

表 2 年末時登録者数及び登録率の年次推移(潜在性結核感染症のぞく) 登録率：登録患者／人口×10 万

	管内		沖縄県		全国
	年末登録者数	登録率	年末登録者数	登録率	登録率
令和元年	106	25.3	406	27.9	27.4
令和 2 年	117	27.7	422	28.9	25.0
令和 3 年	103	24.3	369	25.3	22.1
令和 4 年	126	29.6	356	24.2	19.7
令和 5 年	93	21.8	294	20.0	18.0

表 3 発見方法別(新登録患者)の年次推移

	総計	健康診断							その他の 集団 検診	医療 機関	その 他	登録 中の 健診	(別掲) 潜在性 結核感 染症
		個別 健康 診断	定期				接触者健診						
			学 校	住 民	職 場	施 設	家族	その 他					
令和元年	46	—	1	—	4	—	—	—	—	40	—	1	30
令和2年	42	—	1	—	—	—	—	—	—	41	—	—	31
令和3年	44	—	—	1	2	—	—	—	—	40	—	1	27
令和4年	29	1	1	—	4	—	—	1	—	22	—	—	34
令和5年	32	—	—	1	—	—	—	1	—	30	—	—	44

表 4 活動性分類(新登録患者)の年次推移

	総数	活動性肺結核						(別掲)
		肺活動性結核					肺外結核 活動性	
		総数	喀痰塗抹 陽性		その他 の結核 菌陽性	菌陰性 その他		
			初回治療	再治療				
令和元年	46	31	12	1	14	4	15	30
令和 2 年	42	27	14	—	12	1	15	31
令和 3 年	44	32	15	1	12	4	12	27
令和 4 年	29	21	5	—	12	4	8	34
令和 5 年	32	24	13	—	7	4	8	44

表 5 年齢階級別(新登録患者)の年次推移

	総数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70 以上
令和元年	46	—	—	—	—	4	1	1	3	6	31
令和 2 年	42	—	—	—	—	5	—	3	4	6	24
令和 3 年	44	—	—	—	—	2	1	2	2	7	30
令和 4 年	29	—	—	—	—	5	2	1	—	3	18
令和 5 年	32	—	—	—	—	—	3	—	2	2	25

※資料 結核登録者情報システム

(3) 接触者健康診断

接触者健康診断とは、結核患者の接触者で感染のおそれがあるものについて、発病の早期発見と感染源の発見を目的に患者家族及び濃厚接触者等を実施する健康診断である。

ア 接触者健診実施状況

表 6 接触者健康診断実施状況(同居家族等) 令和 5 年末現在

	対象者数	受診者数 (実)	受診率	健 診 結 果 (患者発見)			
				発病者 数	率	潜在性結 核感染症 患者数	率
令和元年	57	51	89.5	—	—	1	1.9
令和 2 年	45	43	95.6	—	—	3	7.0
令和 3 年	27	26	96.3	—	—	2	7.6
令和 4 年	42	36	85.7	1	2.3	0	0
令和 5 年	83	77	87.5	—	—	2	2.6

※令和 4 年から新規対象者と前年からの継続対象者まとめて計上。

表 7 施設別接触者健康診断実施状況 令和 5 年末現在

対象機関	施設数	対象者数	受診者数 (実)	患者発見	
				発病者数	潜在性結核 感染症
一般病院	15	170	167	0	3
精神病院	1	18	18	0	0
福祉施設	0	0	0	0	0
老人施設	10	184	180	1	5
一般職場	2	46	43	0	0
学校	1	7	7	0	0
その他	1	4	4	0	0
計	30	429	419	1	8

令和 5 年は、接触者健康診断から発病者 1 名（表 7:老人施設）、潜在性結核感染症 10 名（表 6：同居家族等、表 7:一般病院と老人施設）の発見があった。

(4) 結核対策事業

1 事業名	(ア) 地域DOTS体制の推進－医療機関との連携強化－																																																																												
2 事業の目的	沖縄県南部保健所では平成17年度より在宅で治療を要する全結核患者に対して地域DOTSを導入し、保健所内でDOTSカンファレンスやコホート検討会を実施している。 新登録患者には高齢者の一人暮らし及び夫婦のみ世帯、近年では、外国人の結核患者も増えてきている。このことから在宅治療結核患者の治療脱落、中断防止のため、治療機関とカンファレンスや情報交換を行い、結核患者の治療成功率の向上を図ることを目的とする。																																																																												
3 地域の概況	結核の現状 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H30 年 (2018 年)</th><th>R1 年 (2019 年)</th><th>R2 年 (2020 年)</th><th>R3 年 (2021 年)</th><th>R4 年 (2022 年)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新患者登録数</td><td>49</td><td>46</td><td>42</td><td>44</td><td>29</td></tr> <tr> <td>患者 罹患率</td><td>11.7</td><td>11.0</td><td>9.9</td><td>10.4</td><td>6.8</td></tr> <tr> <td>年末時活動性結核有病率</td><td>6.9</td><td>6.9</td><td>5.9</td><td>8.0</td><td>6.6</td></tr> <tr> <td>塗抹陽性肺結核罹患率</td><td>3.34</td><td>3.1</td><td>3.3</td><td>3.8</td><td>1.2</td></tr> <tr> <td>平均全結核 治療期間(日数)</td><td>274</td><td>272</td><td>259</td><td>281</td><td>303</td></tr> <tr> <td>平均肺結核 入院期間(日数)</td><td>51</td><td>55</td><td>57</td><td>51</td><td>51</td></tr> <tr> <td>登録者の65歳以上者割合</td><td>67.4</td><td>78.3</td><td>66.7</td><td>77.3</td><td>65.5</td></tr> <tr> <td>登録中外国人出生者割合</td><td>18.4</td><td>6.5</td><td>11.9</td><td>6.8</td><td>24.1</td></tr> <tr> <td>登録喀痰塗抹陽性患者 治療成功率</td><td>77.8</td><td>64.3</td><td>76.9</td><td>50.0</td><td>33.3</td></tr> <tr> <td>治療中死亡割合</td><td>16.7</td><td>35.7</td><td>23.1</td><td>28.6</td><td>46.7</td></tr> <tr> <td>治療失敗脱落中断割合</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table> * 第二小数点以下四捨五入 出典：NESID、公益財団法人結核予防会結核研究所疫学情報センター 結核管理図（2018～2022年）						H30 年 (2018 年)	R1 年 (2019 年)	R2 年 (2020 年)	R3 年 (2021 年)	R4 年 (2022 年)	新患者登録数	49	46	42	44	29	患者 罹患率	11.7	11.0	9.9	10.4	6.8	年末時活動性結核有病率	6.9	6.9	5.9	8.0	6.6	塗抹陽性肺結核罹患率	3.34	3.1	3.3	3.8	1.2	平均全結核 治療期間(日数)	274	272	259	281	303	平均肺結核 入院期間(日数)	51	55	57	51	51	登録者の65歳以上者割合	67.4	78.3	66.7	77.3	65.5	登録中外国人出生者割合	18.4	6.5	11.9	6.8	24.1	登録喀痰塗抹陽性患者 治療成功率	77.8	64.3	76.9	50.0	33.3	治療中死亡割合	16.7	35.7	23.1	28.6	46.7	治療失敗脱落中断割合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	H30 年 (2018 年)	R1 年 (2019 年)	R2 年 (2020 年)	R3 年 (2021 年)	R4 年 (2022 年)																																																																								
新患者登録数	49	46	42	44	29																																																																								
患者 罹患率	11.7	11.0	9.9	10.4	6.8																																																																								
年末時活動性結核有病率	6.9	6.9	5.9	8.0	6.6																																																																								
塗抹陽性肺結核罹患率	3.34	3.1	3.3	3.8	1.2																																																																								
平均全結核 治療期間(日数)	274	272	259	281	303																																																																								
平均肺結核 入院期間(日数)	51	55	57	51	51																																																																								
登録者の65歳以上者割合	67.4	78.3	66.7	77.3	65.5																																																																								
登録中外国人出生者割合	18.4	6.5	11.9	6.8	24.1																																																																								
登録喀痰塗抹陽性患者 治療成功率	77.8	64.3	76.9	50.0	33.3																																																																								
治療中死亡割合	16.7	35.7	23.1	28.6	46.7																																																																								
治療失敗脱落中断割合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																								

4 実施時期	令和 5 年度（2023 年度）
5 実施期間	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月
6 実施対象者 規模	1 南部保健所管内における服薬中の全患者：76 名 2 患者発生した施設への結核研修会等：10 回
7 事業内容	1 地域 DOTS の実施 訪問 延 102 件 電話 延 161 件 来所 延 8 件 2 研修会等の実施 結核の届出があった医療機関、施設、日本語学校等で積極的疫学調査や接触者健診を実施する中で、結核に関する知識、マニュアル等の情報提供を実施。 <令和 5 年実施状況> 対象：南部保健所管の医療機関・施設等（10 か所）
8 本事業を実施したことにより期待される効果	1 患者に応じた地域 DOTS を行うことで治療を完了させることができる。 2 関係機関との連携を図ることで、各々の役割を確認することができ、地域 DOTS を推進することができる。

（イ）会議・研修会等の実施

感染症法の規定による届出は、保健所における結核患者及び接触者への対応並びに患者の医療費公費負担や服薬指導など、患者への迅速な支援開始を行うために重要な情報であると考え、同法に基づく適切な届出手続きの円滑化と適正な結核医療を推進することを目的に南部保健所管内の結核指定医療機関を対象に連絡会議を実施した。

<令和 5 年度 開催状況>

開催数：1 回 開催日時：令和 5 年 7 月 20 日

参加医療機関：17 か所

(5) 検査の状況

ア X線撮影

表 8 胸部X線直接撮影件数

単位：件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管理検診	43	26	19	19	22
接触者健診	44	52	32	41	86
合 計	87	78	51	60	108

※管理検診：結核治療終了後、その経過を見ている者。

接触者健診：結核患者との接触者。

※令和5年度については、令和5年4月～12月までの件数。令和6年1月～3月は南部保健所庁舎改修工事のためX線撮影機器が使用できず、隣接の健康づくり財団に委託し、撮影を依頼した。

イ 血液検査、喀痰検査

表 9 月別検査件数〔令和5年度〕

単位：件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
喀 痰	塗抹	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	培養	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	同定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
QFT検査	0	39	3	43	25	33	26	64	45	43	47	16	384
検査件数合計	2	39	3	43	25	33	26	64	45	43	47	16	386

表 10 年度別検査件数

単位：件数

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
喀 痰	塗抹	3	9	9	25	14	－	19	－	3	－	1
	培養	3	9	9	25	14	－	19	－	3	－	1
	同定	－	－	－	1	2	－	1	－	－	1	－
Q F T 検査(管内)		237	388	271	535	300	115	152	156	123	256	384
Q F T 検査(管外)		419	478	436	396	200	547	201	9			
検査件数合計		662	884	725	982	530	662	392	165	129	257	386

※1 QFT検査について、平成23年度1月から令和2年4月まで、南部保健所検査室にて県内4保健所から受託し実施していた。令和2年5月以降、本庁主管課にて県内4保健所分を一括で外部検査機関に委託。令和4年4月～5月中旬は委託契約の締結に至らず、実施なし。

※2 平成25年度5～6月はQFT採血管の不具合により外部検査機関に委託。
(管内22件、T-SPOT検査)。

(6) 感染症診査協議会

感染症診査協議会は感染症法第24条により設置され、委員6名は感染症指定医療機関の医師、感染症患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く）、法律に関し学識経験を有する者並びに法律以外の学識経験者で、委員の過半数は医師であり、県知事が任命する。感染症法第18条の規定による就業制限、第19条、第20条の規定による入院勧告並びに第20条第4項の入院の延長、第37条の2申請に関する必要な事項を審議し、また保健所が実施する結核対策事業に関する意見を行う。原則毎月第2、第4木曜日に開催し、令和5年度の開催回数は24回であった。

表11 行政措置内容(令和5年度)

該当法令	対象者実件数(件)	審査会諮問内容
第18条(就業制限)	23	報告
第19条第1項(応急入院勧告)	20	報告
第20条第1項(入院勧告)	20	審議
第20条第2項(措置入院)	0	審議
第20条第4項(入院延長勧告)	22	審議

表12 第37条の2 結核患者公費申請の適否に係る審議 (単位：件)

第37条の2	諮問	承認	保留	不承認
	109	99	1	9

表13 感染症診査協議会委員名簿

役職	氏名	所属等
委員長	原永 修作	琉球大学病院 医師
委員	佐藤 陽子	社会医療法人友愛会 健康管理センター 医師
委員	金城 俊一	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院 医師
委員	井手口 周平	琉球大学病院 医師
委員	辺土名 清子	那覇市人権擁護委員協議会 人権擁護委員
委員	亀島 宏美	あい法律事務所 弁護士

(7) 普及啓発活動

国では、国民の結核に関する正しい知識を深め、結核対策の推進を図るため9月24日から30日を結核予防週間と定めている。

南部保健所では、結核予防週間の周知活動として各種学校をはじめ諸外国から留学生を受け入れている日本語教育機関、老人福祉施設等合計67カ所へポスター及びリーフレットの配布と掲示依頼を行った。

また、管内商業施設にてパネル展示を実施した（令和5年9月25日～9月29日）

所内では令和5年9月20日から9月29日の間、保健所前フェンスに横断幕の掲示、掲示板にてポスターを掲示した。

(8) 結核指定医療機関

結核指定医療機関は、結核の公費負担医療を担当させるため、感染症法第38条に基づき厚生労働大臣、または県知事が開設者の指定申請を得て指定する。

管内の指定医療機関は次のとおりである。

表 14 管内指定医療機関 [令和5年度末現在]

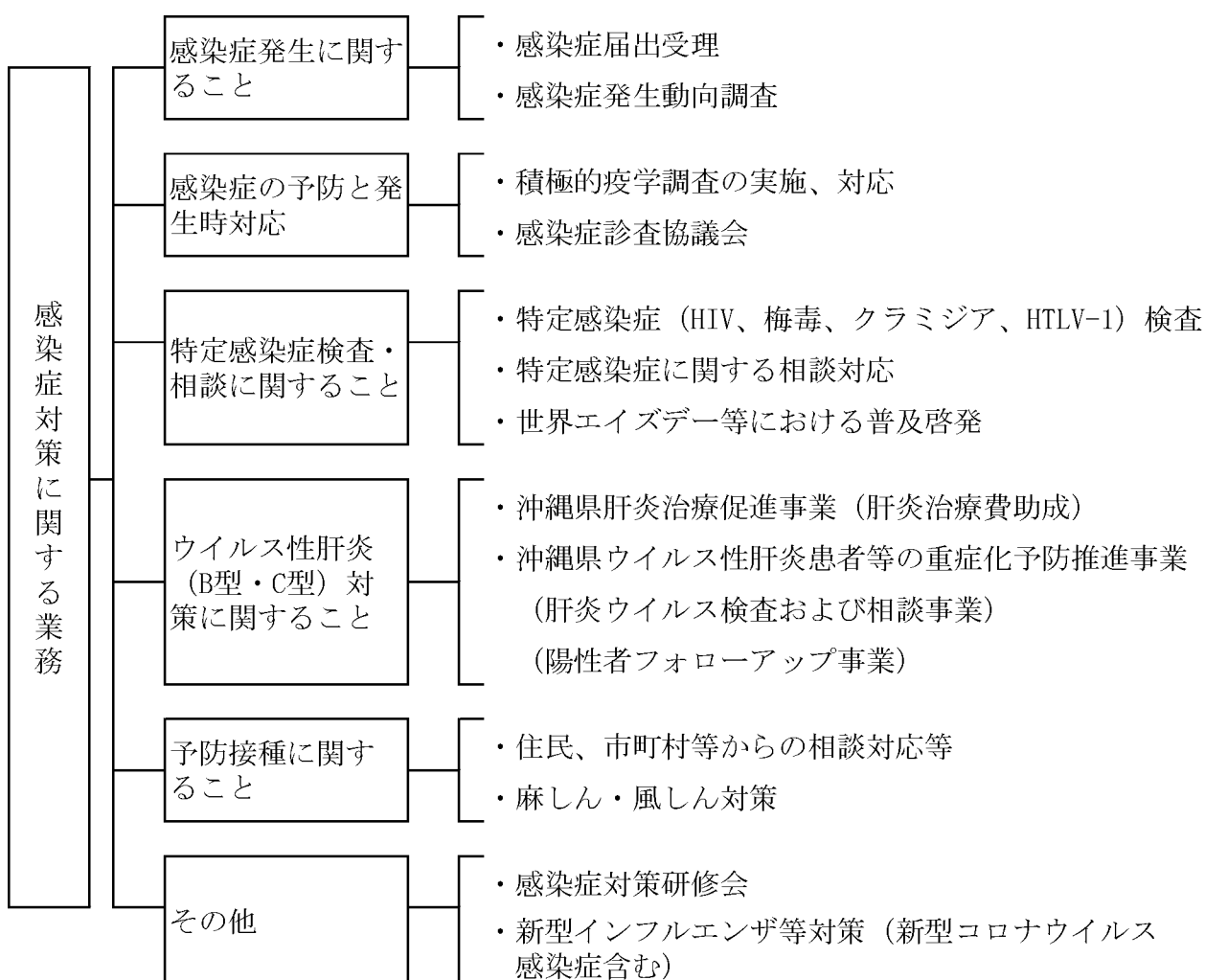
医療機関	薬 局	計
84	138	222

3 感染症対策

(1) 感染症対策の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、感染症発生時には積極的疫学調査や健康診断等を行い、感染拡大防止対策や感染症に対する普及啓発を行っている。

また、平常時から感染症発生動向調査事業を活用し、感染症の発生状況を迅速に収集するとともに、感染症の発生及びまん延防止のための研修会を開催している。



(2) 感染症届出状況

感染症法の対象とする感染症は1～5類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症及び指定感染症に類型化されている。保健所は医師から感染症発生の届け出を受理すると、感染源及び感染経路解明のための調査を行い、二次感染防止のための対策を講じている。

対応が遅れると、感染拡大や集団発生を招く恐れがあるため、迅速な対応が必要となる。具体的には、対人措置として、健康診断、就業制限及び入院勧告が、その他の措置として消毒や生活用水の使用制限など、8つの措置があり感染症類型によって対応が異なる。なお、管内の感染症届出状況（全数把握）は表1のとおりである。

表1 感染症届出状況（全数把握）の推移

単位：件

疾病		年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
2類	結核※		—	—	—	—	—
3類	細菌性赤痢		1	—	—	—	—
	腸管出血性大腸菌感染症		2	3	2	8	13
	（O－6）		—	—	—	—	(1)
	（O－26）		—	—	—	(1)	—
	（O－91）		—	—	—	—	(3)
	（O－103）		—	—	—	—	(1)
	（O－109）		—	—	—	(1)	—
	（O－111）		—	(1)	—	—	—
	（O－128）		—	—	—	—	(1)
	（O－157）		(2)	—	(1)	(3)	(3)
	（O型別不明）		—	(2)	(1)	(3)	(4)
4類	E型肝炎		—	—	2	—	1
	A型肝炎		1	—	—	—	—
	エムボックス		—	—	—	—	3
	日本紅斑熱		—	—	—	—	1
	デング熱		3	—	—	2	1
	レジオネラ症		5	4	6	8	8
	レプトスピラ症		1	1	—	1	1
	つつが虫症		—	—	1	1	—
5類	アメーバ赤痢		2	2	1	—	2
	ウイルス性肝炎		1	2	—	4	1
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症		6	10	17	6	6
	急性弛緩性麻痺		—	—	—	3	—
	急性脳炎		7	2	12	5	9
	クロイツフェルト・ヤコブ病		2	1	1	2	3
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		6	1	6	11	10
	後天性免疫不全症候群		11	15	16	13	8
	ジアルジア症		1	—	—	—	—
	侵襲性インフルエンザ菌感染症		5	5	2	4	5
	侵襲性髄膜炎菌感染症		—	—	—	—	—
	侵襲性肺炎球菌感染症		26	19	13	24	31
	梅毒		14	26	49	59	51
	播種性クリプトコックス症		1	—	—	1	1
	バンコマイシン耐性腸球菌		—	2	—	—	—
	麻しん		1	—	—	—	—
	百日咳		10	—	1	5	3
	急性弛緩性麻痺		—	—	1	—	—
	水痘（入院例）		—	—	—	1	1
	指定感染症／新型コロナウイルス感染症		6	2,780	30,865	110,039	371
合計			112	2,873	30,995	110,197	530

※結核については結核の頁を参照

資料：感染症発生動向調査

※新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日より5類感染症への移行に伴い定点報告となっている。

（３）感染症発生動向調査

感染症法に基づく感染症発生動向調査は１～４類感染症は随時、５類感染症は週単位（一部月単位）で情報収集・分析・情報提供することにより、その流行の予測と予防対策に役立てようとするもので、厚生労働省とのオンラインシステムにより実施している事業である。

なお、平成 25 年 4 月 1 日に那覇市保健所が設置されたことにより、南部保健所管轄が変更（7 市町→15 市町村）となり、南部管内の定点医療機関として、インフルエンザ 14 定点、小児科 8 定点、眼科 3 定点、基幹 1 定点、STD（性感染症）4 定点から情報を収集・解析し、定点医療機関、管内市町村等へ還元している。新型コロナウイルス感染症については、令和 5 年 5 月 8 日より 5 類感染症への移行に伴い、定点報告となっている。

令和 5 年度の管内の 5 類（定点把握）感染症報告状況は表 2 のとおりである。

表 2 ５類（定点把握）感染症報告状況（令和 5 年第 14 週～令和 6 年第 13 週）

単位：件

疾病名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
インフルエンザ	35	11	13	138	313	948	1,387	509	623	2,000	1,268	542	7,787
RSウイルス感染症	11	45	113	130	13	20	5	—	2	12	3	2	356
咽頭結膜熱	20	17	7	20	54	152	303	163	96	61	17	24	934
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	57	92	67	53	49	80	84	100	178	252	180	166	1,358
感染性胃腸炎	135	247	119	119	120	81	55	70	76	75	50	47	1,194
水痘	6	3	3	3	3	—	5	8	10	4	14	9	68
手足口病	195	86	17	6	2	35	60	49	33	2	—	3	488
伝染性紅斑	2	—	—	—	—	2	—	1	1	3	—	—	9
突発性発疹	10	14	5	5	14	5	12	2	3	2	1	2	75
ヘルパンギーナ	17	20	24	59	42	28	17	9	11	—	4	6	237
流行性耳下腺炎	—	1	—	1	2	2	—	1	—	4	2	—	13
急性出血性結膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
流行性角結膜炎	9	13	15	20	16	51	80	61	35	35	21	21	377
細菌性髄膜炎	—	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	1	4
無菌性髄膜炎	—	—	—	—	1	—	1	1	—	—	—	—	3
マイコプラズマ肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	2
クラミジア肺炎	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
感染性胃腸炎（ノロウイルス）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
COVID-19	—	788	2,497	2,243	585	750	339	87	164	685	511	390	9,039

資料：感染症発生動向調査

（４）HIV/AIDS 対策及び性感染症対策

HIV 感染症・エイズは 5 類感染症に分類されており、医師の届出による全数把握対象となっている。管内の届出状況は表 3 のとおりである。

表 3 年別 HIV 感染者・エイズ患者届出件数 単位：件

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
南部保健所	14	13	18	11	9
県全数	19	23	26	19	14

ア HIV 等性感染症検査・相談の実施

保健所では、昭和 62 年から HIV 抗体検査・相談を匿名・無料で実施している。また、その他の性感染症の相談、クラミジアおよび梅毒の検査についても対応しており、必要に応じ医療機関を紹介している。

表 4 年度別 HIV・性感染症検査実施状況（南部保健所管内）

単位：件

年度	性別	HIV	梅毒	クラミジア	備考
令和元年度	男	394	388	338	毎週火、木に即日検査を実施、休日検査年 3 回実施
	女	178	176	144	
	計	572	564	482	
令和 2 年度	男	14	14	13	新型コロナウイルス感染症拡大にて検査実施日を縮小
	女	5	5	5	
	計	19	19	18	
令和 3 年度	男	16	15	7	新型コロナウイルス感染症拡大にて検査実施日縮小の中、11月～令和 4 年 1 月のみ再開
	女	4	4	0	
	計	20	19	7	
令和 4 年度	男	29	29	27	新型コロナウイルス感染症予防対策にて 9 月まで休止、10 月から再開
	女	15	15	12	
	計	44	44	39	
令和 5 年度	男	177	177	171	毎週木に即日検査を実施、休日検査年 2 回実施
	女	85	85	69	
	計	262	262	240	

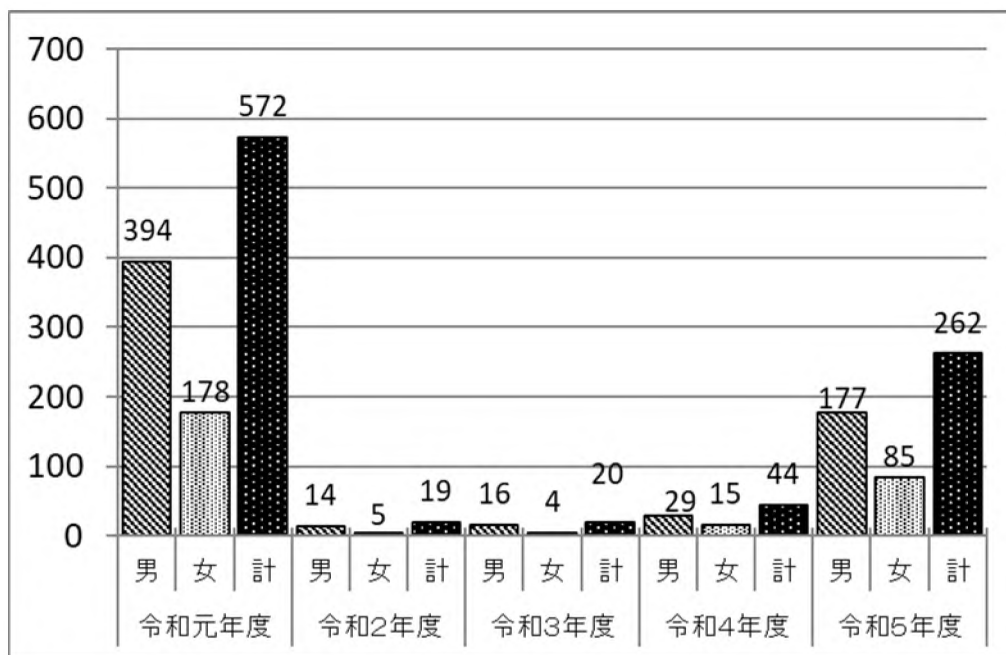


図 1 年度別 HIV 検査実績（南部保健所管内）

単位：件

イ HIV 普及啓発事業

例年、6月に実施するHIV検査普及週間及び12月1日の世界エイズデーでは臨時の検査及び相談の機会を設け検査機会の拡充を図っている。

(5) 予防接種

本事業は、予防接種に関する正しい知識の普及、接種率の向上を目指し、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止することを目的としている。県保健所は予防接種法第5条第1項に基づき市町村に対して定期予防接種について指示・指導を行い、予防接種事業の円滑な実施に努めている。

また、住民や市町村の問い合わせへの対応、管内市町村の予防接種実施状況のとりまとめ及び県への報告、市町村が開催する予防接種健康被害調査委員会に所長が委員として出席している。

(6) ウイルス性肝炎対策

ア 沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的に実施している。

(ア) 肝炎ウイルス検査及び相談事業

平成24年度から未受検者を対象にHBs抗原検査およびHCV抗体の無料検査を実施している。陽性者には医療機関の紹介を行っている。令和5年度は5月まで新型コロナウイルス流行に伴い検査を中止していたが、6月から再開している。

(イ) 陽性者フォローアップ事業

保健所の肝炎ウイルス検査で陽性となり、本事業の同意が得られたものに対し、医療機関受診の状況の確認や受診勧奨を行っている。また検査費用の助成（初回精密検査及び年度2回の定期検査）を実施している。

表5 年度別B型肝炎検査及びC型肝炎検査状況 単位：件

検査の種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
HBs抗原・抗体	42	0	0	0	28
HCV抗体	38	0	0	0	22

イ 肝炎治療促進事業

平成 20 年度から肝炎患者の経済的負担を軽減による早期治療の促進を図り、将来の肝硬変、肝がんの発症を予防することを目的に実施している。

表 6 年度別肝炎治療医療費助成申請件数 単位：件

年度	総数	内訳	
		B 型肝炎	C 型肝炎
令和元年度	228	213	15
令和 2 年度	97	86	11
令和 3 年度	254	241	13
令和 4 年度	251	241	10
令和 5 年度	234	230	4

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、令和 2 年 3 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日の間に受給者証の有効期限が切れる更新申請対象者については、申請手続きなし（自動更新）の措置が取られたため、申請件数は例年に比較し減少している。

（ 7 ） 麻しん対策

平成 19 年の全国的な麻しん流行を受けて、国においては、「麻しん排除計画」や「麻しんに関する特定感染症予防指針」を策定し麻しん対策を強化した。これに伴い感染症法が一部改正され、平成 20 年 1 月 1 日より麻しんは 5 類全数報告疾患となっている。本県では、平成 13 年の「沖縄県はしかゼロプロジェクト委員会」を発足し、法律による定点把握のみならず、全数把握事業および麻しん発生時対応に基づく、初期対応、流行予防対策、情報還元、流行時の生後 12 ヶ月未満の者に対して予防接種勧奨等独自の麻しん発生全数把握事業を行っている。

（ 8 ） 風しん対策

平成 25 年には全国で累計 14,357 例の報告があり、風しんが全数報告疾患となった平成 20 年以降（平成 20 年～平成 25 年）では最も多い報告数となり、平成 24 年 10 月から平成 26 年 3 月 26 日までに、44 人の先天性風しん症候群の患者が報告された。

上述の通り、平成 30 年 7 月以降の風しんの発生状況を踏まえ、厚生労働省により「風しんに関する追加対策」が取りまとめられ、令和 6 年度まで風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までに生まれた男性に対する抗体価検査・予防接種が行われている。

(9) 感染症対策研修会

令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、実施なし。

(10) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認された。世界保健機関（WHO）は、令和2年1月30日、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言した。その後、世界的な感染拡大の状況、重症度等から同年3月11日新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的な大流行）とみなせると表明した。

沖縄県及び南部保健所管内においては、令和2年2月13日（県報告日は同月14日）に1例目の新型コロナウイルス感染症患者が発生し、令和3年度は30,865件、令和4年度は110,039件、令和5年度は371件の確定例が報告された（令和5年5月7日現在）。令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置づけられたことに伴い、医師の届出（発生届）の対象ではなくなり、5月8日以降は定点にて発生動向を把握していくこととなった。

ア 当所での新型コロナウイルス感染症相談センター等における相談について

南部保健所では、当初から新型コロナウイルス感染症相談センターを設置しており、令和5年度の件数は以下のとおりである。主な内容は、5類感染症移行後の療養に関することや療養証明書の発行についてであった。

表7 令和5年度 新型コロナウイルス感染症電話相談件数（月別） 単位：件

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	5	65	100	65	11	11	3	2	4	4	9	5	284

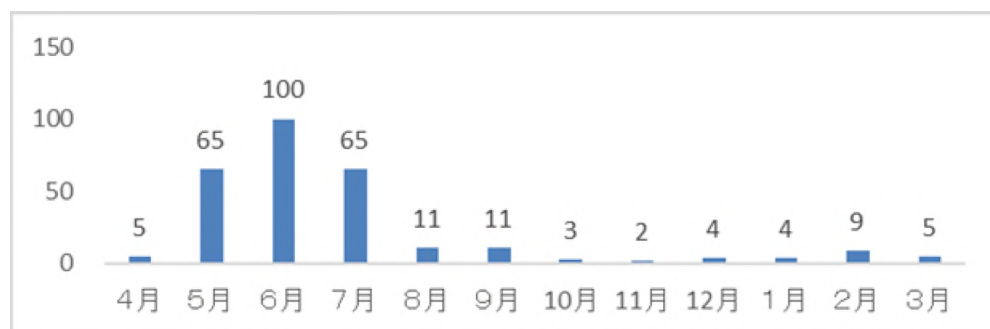


図2 令和5年度 電話相談件数 単位：件

イ 当所で実施した行政検査について

南部保健所では、令和5年度に疫学調査で把握した濃厚接触者及び高齢者福祉施設等の入所者・職員に対し行政検査（PCR検査）を実施し、その件数は以下のとおりである。

表 8 令和 5 年度 行政検査実施件数

単位：件

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
団体件数	117	80	48	256	32	19	27	—	—	—	—	—	579
(内施設数)	(7)	(7)	(2)	(8)	(1)	(1)	(1)	—	—	—	—	—	(27)
離島件数	8	—	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—	38
個人件数	7	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
件数総数	132	81	48	286	32	19	27	0	0	0	0	0	625

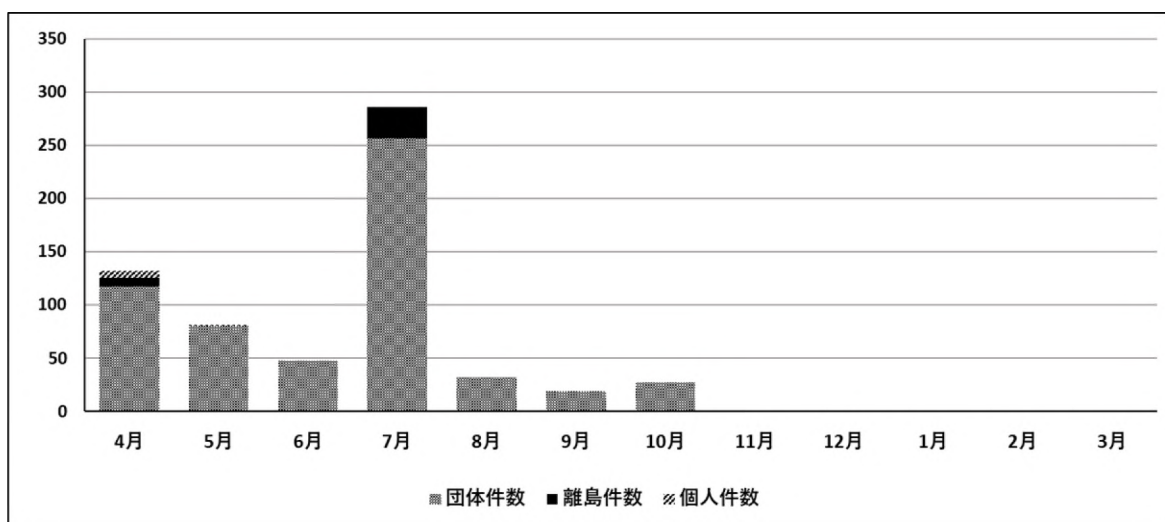


図 3 令和 5 年度 行政検査実施件数

単位：件

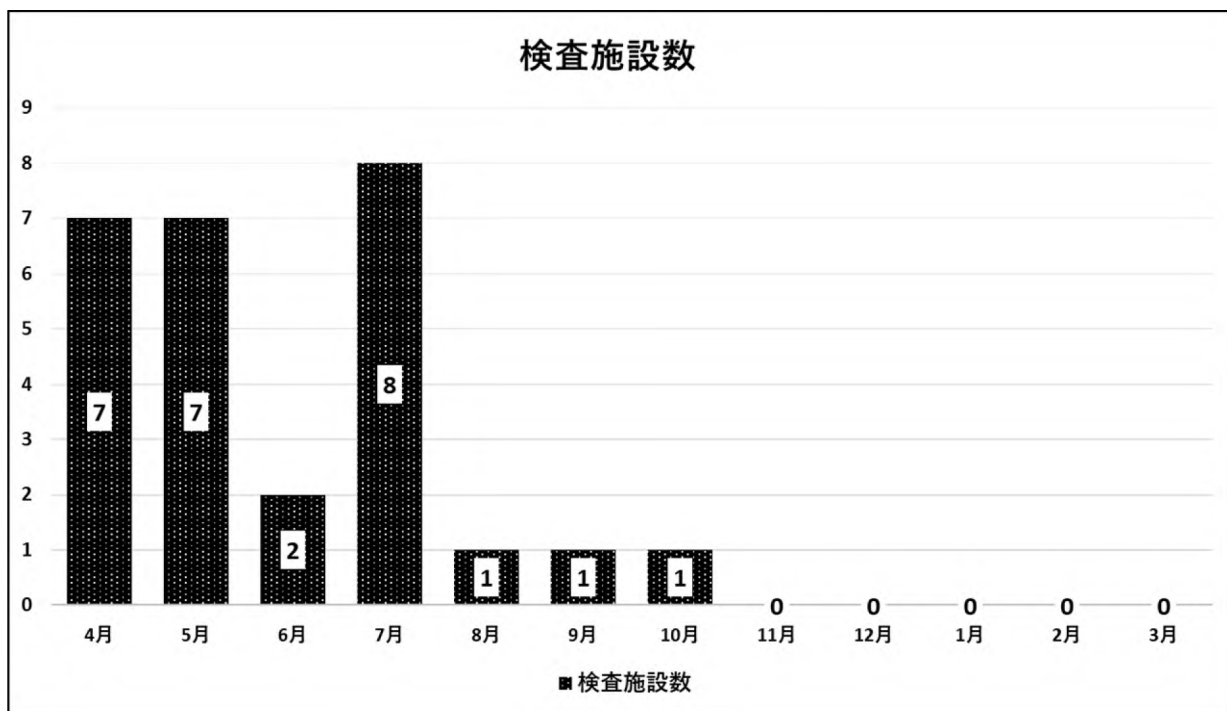


図 4 令和 5 年度 行政検査実施対応施設数

単位：件

4 石綿健康被害救済制度申請窓口業務

石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族の方で労災補償の対象にならない方の救済を図ることを目的として、平成18年3月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、中皮腫、石綿被害による肺がんにより療養している者及びその遺族に対して、医療費などの支給による被害救済が開始された。さらに、平成22年7月に「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令」が施行され、指定疾病に、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚が追加された。

独立行政法人環境再生保全機構が申請受付及び認定給付を行っており、県は認定の申請及び救済給付の請求に係る業務の一部委託を受け、保健所は申請窓口として申請書等を受付後、独立行政法人環境再生保全機構へ送付している。

令和5年度は、申請6件（新規3、追加3）、相談24件（来所11件、電話13件）となっている。

また、令和元年度から令和5年度までの申請及び相談件数は、下記のとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	1	1	1	2	6
相談件数	5	10	4	18	24